

2026年度前期 溶接管理技術者 評価試験概要

一般社団法人 日本溶接協会
溶接管理技術者認証委員会
溶接管理技術者評価委員会

1. 受験条件

申請者は、それぞれ下表に示す条件に該当する職務経験を有していなければならない。下表に示す条件に該当する職務経験を有していない場合、筆記試験合格後、5年以内に下表に示す必要職務経験年数を満足できる者でなければならない。

学 歴 又 は 認 証	等級別の必要職務経験年数		
	特別級	1 級	2 級
① 理工系大学院修了者および理工系大学卒業者	3 (1)	2 (1)	1
② 理工系以外の大学院修了者および大学卒業者	6	4	2
③ 理工系短期大学および工業高等専門学校卒業者	6 (5)	4 (3)	1
④ 理工系各種専門学校および工業高等学校卒業者	—	7	2
⑤ 工業高等学校以外の高等学校卒業者	—	8	4
⑥ 上記学歴によらない場合	—	—	7
⑦ 1 級認証者	3	—	—
⑧ 2 級認証者	—	3	—

注記1 表中の経験年数は、最小限の必要年数を表す。
 注記2 () 内の数字は溶接専修と見なされる学校に適用する。
 注記3 経験年数は、溶接技術に関連した職務に専従した期間とし、専従でない場合は職務の実態に応じて査定する。
 注記4 経験年数は、学歴については修了及び卒業後、認証については認証取得後の年数とする。
 注記5 ①の理工系大学卒業者は、工業高等専門学校専攻科卒業者を含む。
 注記6 ④の理工系各種専門学校卒業者は、高等学校卒業以上の学歴を有している場合に認められる。

★ ⑦⑧の各認証者につきましては、対象資格の初回認証後 有効保有期間を3年以上有する方が該当です。

★ 注記2の溶接専修とみなされる学校の一覧は「WES8103:2019 (溶接管理技術者認証基準)」の『解説』に記載があります。日本溶接協会ホームページ (<https://www.jwes.or.jp>) から閲覧可能です。

2. 評価試験前期予定日

■筆記試験

試 験 日 (予定)	2026年6月7日 (日)
実施地区 (予定)	札幌、東京、名古屋、大阪、広島

■口述試験

試 験 日 (予定)	2026年7月4日 (土)
実施地区 (予定)	原則として東京、大阪

★ 申請者が必要職務経験年数を満足し、筆記試験を受験する場合、1級及び2級評価試験では、当協会が認めた研修会を受講し、修了証書を取得した受験者は、原則として口述試験は免除されます。ただし、1級においては筆記試験の結果だけでは適格性を評価できないと判断された場合には免除されないことがあります。

★ 2026年度前期評価試験の申込みは2026年4月1日を予定しております。

3. 受験申請

- ・研修会を受講される方には、研修会の会場で受験案内を配布し、申請方法の詳細などについて、ガイダンス（1級：研修2日目／2級：研修1日目）にてご説明いたします。
- ・研修会を受講せず、評価試験の受験を希望される方は、WEBにて申請手続きをしていただく必要があります。申し込み方法につきましては、WEB上でマニュアルを公開しておりますので、そちらをご参照の上、ご申請ください。

溶接管理技術者版 WEB 申込み（WE 版 e-Weld） URL <https://www.jwes.or.jp/e-weld/we/>

4. 特別級の受験

■筆記試験

○筆記試験Ⅰ及び筆記試験Ⅱ：

- ・筆記試験Ⅰは、1級に相当する内容です。筆記試験Ⅱは、「材料・溶接性」、「設計」、「施工管理」（フレーム及びベッセル部門）、「溶接法・機器」の4分野から出題されます。
- ・筆記試験Ⅰは、午前中、1級試験と同じ時間に行います。筆記試験Ⅱは、午後に行います。
- ・1級溶接管理技術者の認証保有者は、筆記試験Ⅰが免除されます。したがって、筆記試験Ⅱのみの受験となります。

○筆記試験の単位制について：

- ・特別級の筆記試験については、単位制をとり、すべての単位を修得した後、口述試験を受けていただきます。筆記試験Ⅰが1単位、筆記試験Ⅱの4分野についてそれぞれ1単位、合計5単位となります。
- ・筆記試験Ⅰの合否判定基準は、1級と同一です。筆記試験Ⅱの判定基準は、総得点と各問題の得点の両方が基準を満足することが必要です。総得点が基準を満足しても各問題の得点が基準を満足しない場合には、合否は保留となり、基準に達しなかった問題を含む分野について再試験を受けることになります。
- ・再試験は、2年以内に2回まで認められます。筆記試験Ⅰが不合格の場合も同様の扱いとなります。

○筆記試験Ⅰのみ合格の場合の1級認証：

筆記試験Ⅱが不合格で、筆記試験Ⅰのみが合格の場合、事前に申請された場合に限り1級溶接管理技術者の認証を受けることができます。この場合、1級対象の口述試験を受けていただくことになります。ただし、評価委員会が承認した1級研修会を受講し、修了証書を取得した方は口述試験が免除される場合があります。

■口述試験

筆記試験に合格された方は、口述試験を受験しなければなりません。口述試験不合格の場合、特別級の合否は保留となり、口述試験のみを再受験していただくことになります。